

昭和52年12月21日

改正

昭和53年12月25日

昭和54年 3月29日

昭和54年 7月14日

昭和58年 8月 2日

昭和59年 3月19日

昭和62年 4月13日

平成 2年11月 2日

平成 7年12月22日

平成11年12月22日

平成16年 3月 5日

平成16年 8月23日

平成17年 5月20日

令和元年 5月30日

令和 2年 3月16日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人産業医科大学という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成

に寄与することを目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条の規定による事業を行う。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

産業医科大学 大学院医学研究科

医学部医学科

産業保健学部 看護学科 産業衛生科学科

（学校法人の責務）

第4条の2 この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

（特別の利益供与の禁止）

第4条の3 この法人は、事業を行うに当たり、理事、監事、評議員、職員その他の政令で定めるこの法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 10人以上17人以内

（2）監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

3 理事（理事長及び常務理事を除く。）のうち、1人を専務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも同様とする。

4 理事（理事長及び専務理事を除く。）のうち、1人以上3人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

（学校法人と役員との関係）

第5条の2 この法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員を選任)

第6条 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 産業医科大学学長（以下「学長」という。）
- (2) 産業医科大学病院長（以下「病院長」という。）
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 6人以内
- (4) 労働行政、医学教育又は大学経営について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において選任された者 9人以内

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、病院長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 監事は、理事会及び評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

4 監事は、理事、評議員又はこの法人の職員と兼ねてはならない。

5 第3項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

6 理事又は監事には、それぞれその選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

7 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

8 次に掲げる者は、役員となることができない。

- (1) 学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事項）各号のいずれかに該当する者
- (2) 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(理事長等の職務)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長及び常勤理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事又は理事長が指名

する常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

4 専務理事又は理事長が指名する常務理事は、この法人の業務全般について理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、この法人の日常の業務を分掌する。

5 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の日常の業務を分掌する。

(表見代表理事)

第7条の2 この法人は、理事長以外の理事に理事長その他この法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うこととする。

(競業及び利益相反取引の制限)

第7条の3 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法(明治29年法律第89号)第108条の規定は、前項の承認を受けた取引については、適用しない。

(理事の報告義務)

第7条の4 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(競業及び学校法人との取引等の制限)

第7条の5 この法人においては、第7条の3第1項の各号に規定する取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(忠実義務)

第7条の6 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、この法人のために忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第7条の7 理事は、寄附行為によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の職務等)

第8条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の規定による報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によっ

てこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第9条 この法人の役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会における理事又は評議員の総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 学校教育法第9条各号のいずれかに掲げる事由に該当するに至ったとき。

(5) 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(理事会)

第12条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に、理事会を招集しなければならない。
- 5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集するときは、各理事に対し、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知は、会議の7日前までに発せなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(理事会の議長)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 第8条第2項及び前条第5項の規定により理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の定足数)

第14条 理事会は、理事総数の過半数の者が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、次条第2項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。この場合において、当該会議に付議される事項について、あらかじめ書面をもって理事長に表決を委任し、又は表決を委任した代理人を出席させた者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第15条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決書類
- (5) 議事の経過及び発言の要旨

2 議事録は、議長及び出席者の代表2人以上の者が署名、押印のうえこれを保存しなければならない。

3 第7条の3に規定する利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれ
の意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21人以上36人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会に議長を置く。議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

(評議員会の招集等)

第18条 第12条第3項、第6項及び第7項並びに第14条から第16条(第3項を除く。)までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に、評議員会を招集しなければならない。

(評議員の選任)

第19条 評議員は、次に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員(学長、教員その他の職員を含む。)で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 7人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから理事会

において選任された者 7人以内

(3) 労働行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において選任された者 22人以内

2 前項第1号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員会への諮問)

第20条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下「役員の報酬」という。)の支給基準

(5) 寄附行為の変更

(6) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 収益を目的とする事業に関する重要事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の任期等)

第22条 第9条及び第11条(第2項第4号を除く。)の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

る。

第5章 役員損害賠償責任

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第22条の2 この法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員が学校法人に対する損害賠償責任)

第22条の3 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が競業避止の規定に違反して自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、損害賠償責任を負う損害の額と推定する。

3 理事による自己又は第三者のためのこの法人との取引又はこの法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引によってこの法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

(1) 自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をした理事

(2) この法人が当該取引をすることを決定した理事及び当該取引に関する理事会の承認の議決に賛成した理事

(役員が第三者に対する損害賠償責任)

第22条の4 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

ア 第31条第1項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(以下「財産目録等」という。)に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

イ 虚偽の登記

ウ 虚偽の公告

(2) 監事 第8条第1項第4号に規定する監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の変帯責任)

第22条の5 役員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(責任の免除)

第22条の6 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、評議員全員の同意を得て、全部又は一部を免除することができる。

2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、評議員の3分の2以上の議決又は理事会の議決によって一部を免除することができる。

(責任限定契約)

第22条の7 理事（理事長、常勤理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がないときは、この法人があらかじめ定めた額と私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号の規定により定める額（以下「最低責任限度額」という。）とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2 前項のあらかじめ定めた額は、最低責任限度額を上限に、責任限定契約を締結する時点でこの法人が定める。

第6章 資産、予算、事業計画及び会計

(資産)

第23条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(資産の管理)

第25条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、定期預金とする等確実な方法により、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第26条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第27条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第28条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長がこれを作成し、理事会の議決を得なければならない。予算及び事業計画を変更する場合も、また同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長がこれを作成し、理事会の議決を得なければならない。中期的な計画を変更する場合も、また同様とする。

3 この法人は、第1項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(決算等の報告及び剰余金の処分)

第30条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に決算を作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を、理事会の承認を受けて評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第31条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録等及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項に規定する書類及び第8条第1項第4号に規定する監査報告書及び次条に規定する役員に対する報酬等の支給の基準を、作成の日から5年間、事務所に備えて置き、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 この法人は、寄附行為を事務所に備えて置き、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬等)

第31条の2 この法人は、役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 職員が役員を兼ねるときは、当該役員に係る役員としての報酬は支給しない。

(長期借入金)

第32条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第33条 予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 収益事業

(収益事業の種類)

第35条 この法人が第3条第2項の規定により行う事業は、社会福祉・介護事業とする。

第8章 解散

(解散)

第36条 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- (1) 理事会において理事全員が出席し、その3分の2以上の議決があった場合
- (2) この法人の目的とする事業が成功する見込みがない場合で、理事会において理事総数の4分の3以上の者が出席し、その4分の3以上の議決があった場合
- (3) 合併
- (4) 破産

2 この法人を解散する場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けたうえ、前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

3 この法人が私立学校法第62条第1項の規定による解散命令により解散したときは、事前に厚生労働大臣の承認を受けたうえ、文部科学省は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が解散した場合には、残余財産は、理事会及び評議員会で理事総数及び評議員総数のそれぞれ4分の3以上の議決を得、かつ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を得て、この法人若しくはこの法人の目的に類似の目的を有する法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(合併)

第37条の2 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、厚生労働大臣の承認及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会における理事又は評議員の総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会における理事又は評議員の総数の3分の

2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付け等)

第39条 この法人は、第31条第1項から第3項までに規定する書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう類
- (3) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (4) その他理事長が別に定める書類及び帳簿

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、学校法人産業医科大学の掲示場に掲示して行う。

(情報の公表)

第40条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは第38条に規定する寄附行為の変更の認可又は届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 第8条第4号に規定する監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 第31条第1項に規定する財産目録等及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）の書類を作成したとき 同項の書類の内容
- (4) 第31条第2項に規定する役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(施行細則)

第41条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この法人の寄附行為は、文部大臣の設立認可の日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、財団法

人産業医科大学設立準備財団において定めた事業計画及び予算のとおりとする。

- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立認可のあつた日から、昭和53年3月31日までとする。
- 4 財団法人産業医科大学設立準備財団から譲渡を受けた財産については、譲渡を受けた時点以降、この法人がそれに係る一切の権利義務を継承する。
- 5 この法人の設立当初の理事及び監事は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事（理事長）	青木勇之助
理事	勝沼晴雄
理事	亀井光
理事	桑原章吾
理事	武見太郎
理事	武谷健一
理事	谷伍平
理事	土屋健三郎
理事	西村正也
理事	畑井照久
理事	藤縄正勝
理事	藤吉日出男
理事	山口政治
理事	山口正義
理事	和田勝美
監事	大滝四士夫
監事	桑原敬一

- 6 昭和65年3月31日までの間における評議員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の理事又は職員（学長、教員その他の職員を含む。）で理事会において

推せんされた者のうちから評議員会において選任された者 7名以内

(2) 労働行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において選任された者 29名以内

附 則（昭和53年12月25日）

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日）

この寄附行為は、昭和54年3月29日から施行する。

附 則（昭和54年7月14日）

この寄附行為は、昭和54年7月14日から施行する。

附 則（昭和58年8月2日）

この寄附行為は、昭和58年8月10日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和59年3月19日）から施行する。

附 則（昭和62年4月13日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和62年4月13日）から施行する。

附 則（平成2年11月2日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成2年11月2日）から施行する。

附 則（平成7年12月22日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則（平成11年12月22日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成16年3月5日）

平成16年3月5日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月23日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年8月23日）から施行する。

附 則（平成17年5月20日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年5月20日）から施行する。

附 則（令和元年5月30日）

- 1 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 環境マネジメント学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和2年3月16日）

令和2年3月16日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。